

○ みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領（令和4年4月20日付け農政第86号農政部長通知）一部改正新旧対照表  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行	改 正 概 要
<p style="text-align: center;"><b>みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領</b></p> <p style="text-align: center;">令和4年（2022年）4月20日付け農政第86号 農政部長通知                      令和5年（2023年）1月25日付け農政第1155号 農政部長通知                      令和5年（2023年）4月13日付け農政第50号 農政部長通知                      令和6年（2024年）3月8日付け食政第1393号 農政部食の安全推進監通知  <u>最終改正 令和6年（2024年）4月16日付け食政第121号農政部食の安全・みどりの農業推進監通知</u></p> <p><b>第1 趣旨</b> 【略】</p> <p><b>第2 事業実施計画の提出</b></p> <p>1 推進交付金交付等要綱又は緊急対策交付等要綱（以下「各交付等要綱」という。）に基づく事業を実施する事業実施主体は、各交付等要綱で示す事業実施計画書を作成し、市町村長（事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として事業実施主体の事務所の所在地とする市町村長とする。また、<u>推進交付金交付等要綱別記3及び緊急対策交付等要綱別記2の事業を実施する場合にあつては、対象農地の所在する市町村長とし、推進交付金交付等要綱別記8-1及び別記8-2の事業並びに緊急対策交付等要綱別記6-1及び別記6-2の事業を実施する場合にあつては、事業実施拠点の所在する市町村長とする。</u>）に提出する。なお、複数の総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の区域を対象とする事業を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）は、当該事業実施計画書を主たる総合振興局長等に提出するものとし、広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出するものとする。</p> <p>なお、各交付等要綱で定める特認団体として事業実施主体になろうとする者は、各交付等要綱に定める特認団体認定申請書を添付しなければならない。</p> <p><u>また、推進交付金交付等要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、推進交付金交付等要綱で示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リストを添付しなければならない。</u></p> <p>2 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画書<u>及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リスト</u>について、総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>なお、自らが事業実施主体となる場合にあつては、各交付等要綱で示す事業実施計画書<u>及び推進交付金交付等要綱に基づく事業を実施する場合は推進交付金交付等要綱で示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リスト</u>を作成し、1により提出のあった事業実施計画書と併せて総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p><b>第3 事業実施計画の変更</b></p> <p>1 【略】</p> <p>2 総合振興局長等は、1で提出のあった事業実施計画の変更の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部<u>食の安全・みどりの農業推進監</u>に協議するものとする。</p> <p><b>第4 補助金の交付申請書類</b></p> <p>1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下「農政第〇号様式」として同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施主体の所在する市町村長（事業実施主体の構成員に市町村が含まれている場合も含むものとする。また、<u>推進交付金交付等要綱別記3及び緊急対策交付等要綱別記2の事業を実施する場合にあつては、対象農地の所在する市町村長とし、推進交付金</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領</b></p> <p style="text-align: center;">令和4年（2022年）4月20日付け農政第86号 農政部長通知                      令和5年（2023年）1月25日付け農政第1155号 農政部長通知                      令和5年（2023年）4月13日付け農政第50号 農政部長通知                      令和6年（2024年）3月8日付け食政第1393号 農政部食の安全推進監通知</p> <p><b>第1 趣旨</b> 【略】</p> <p><b>第2 事業実施計画の提出</b></p> <p>1 推進交付金交付等要綱又は緊急対策交付等要綱（以下「各交付等要綱」という。）に基づく事業を実施する事業実施主体は、各交付等要綱で示す事業実施計画書を作成し、市町村長（事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として事業実施主体の事務所の所在地とする市町村長とする。また、<u>緊急対策交付等要綱別記2の事業を実施する場合にあつては、対象農地の所在する市町村長とし、推進交付金交付等要綱別記7-1</u>の事業並びに緊急対策交付等要綱別記6-1及び別記6-2の事業を実施する場合にあつては、事業実施拠点の所在する市町村長とする。）に提出する。なお、複数の総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の区域を対象とする事業を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）は、当該事業実施計画書を主たる総合振興局長等に提出するものとし、広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出するものとする。</p> <p>なお、各交付等要綱で定める特認団体として事業実施主体になろうとする者は、各交付等要綱に定める特認団体認定申請書を添付しなければならない。</p> <p><b>（追記）</b></p> <p>2 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画書<u>_____</u>について、総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>なお、自らが事業実施主体となる場合にあつては、各交付等要綱で示す事業実施計画書<u>_____</u>を作成し、1により提出のあった事業実施計画書と併せて総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p><b>第3 事業実施計画の変更</b></p> <p>1 【略】</p> <p>2 総合振興局長等は、1で提出のあった事業実施計画の変更の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部<u>食の安全推進監</u>に協議するものとする。</p> <p><b>第4 補助金の交付申請書類</b></p> <p>1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下「農政第〇号様式」として同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施主体の所在する市町村長（事業実施主体の構成員に市町村が含まれている場合も含むものとする。また、<u>_____</u>緊急対策交付等要綱別記2の事業を実施する場合にあつては、対象農地の所在する市町村長とし、推進交付金</p>	<p>国要綱と整合を図るための所用の改正。（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（以下、交付要綱という。）第4）</p> <p>国要綱と整合を図るための所用の改正。（交付要綱第5）</p> <p>国要綱と整合を図るための所用の改正。（交付要綱第5）</p> <p>機構変更に伴う改正。</p> <p>国要綱と整合を図るための所用の改正。（交付要綱第4）</p>

改 正 後	現 行	改 正 概 要
<p>交付等要綱別記 <u>8-1</u> 及び別記 <u>8-2</u> の事業並びに緊急対策交付等要綱別記 6-1 及び別記 6-2 の事業を実施する場合にあっては、事業実施拠点の所在する市町村長とする。)又は広域的事業者(以下「補助事業者」という。)が総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあつては、知事に対して申請を行うものとする。</p> <p>なお、各交付等要綱で定める事業を行う場合は、各交付等要綱別表の経費欄に記載された事業ごとに農政第1号様式を作成すること。</p> <p>(1) 事業計画書(農政第8号様式)(整備事業を実施する場合に限る。)</p> <p>(2) 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)</p> <p>(3) 経費の配分調書(農政第18号様式)</p> <p>(4) 事業予算書(農政第20号様式)</p> <p>(5) 資金収支計画書(農政第32号様式)(申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>(6) みどりの食料システム戦略総合対策事業実施計画書(農政第214号様式)</p> <p>(7) 工事雑費内訳明細書(別記第21号様式)(整備事業を実施する場合で補助対象経費に工事雑費が含まれる場合に限る。)</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第5 補助金の交付申請額 [略]</b></p> <p><b>第6 補助金の交付の決定等の通知</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 3の(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があつた場合は、総合振興局長等は、当該年の6月15日までに農政部 <u>食の安全・みどりの農業推進監</u> に報告するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p><b>第7 申請の取下げ</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあつたときには、農政部 <u>食の安全・みどりの農業推進監</u> に報告するものとする。</p> <p><b>第8 契約等 [略]</b></p> <p><b>第9 事業の変更</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総合振興局長等は、2の通知を行うに当たっては、申請書の写しを添えて、あらかじめ、農政部 <u>食の安全・みどりの農業推進監</u> に協議するものとする。ただし、第3の規定に基づき事業実施計画の変更の承認があつた場合にあっては、農政部 <u>食の安全・みどりの農業推進監</u> への協議は要しないものとする。</p> <p><b>第10 事業の中止又は廃止</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部 <u>食の安全・みどりの農業推進監</u> と協議するものとする。ただし、第3の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があつた場合にあっては、農政部 <u>食の安全・みどりの農業推進監</u> への協議は要しないものとする。</p> <p><b>第11 事業の執行の遅延又は不能</b></p>	<p>交付等要綱別記 <u>7-1</u> の事業並びに緊急対策交付等要綱別記 6-1 及び別記 6-2 の事業を実施する場合にあっては、事業実施拠点の所在する市町村長とする。)又は広域的事業者(以下「補助事業者」という。)が総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあつては、知事に対して申請を行うものとする。</p> <p>なお、各交付等要綱で定める事業を行う場合は、各交付等要綱別表の経費欄に記載された事業ごとに農政第1号様式を作成すること。</p> <p>(1) 事業計画書(農政第8号様式)(整備事業を実施する場合に限る。)</p> <p>(2) 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)</p> <p>(3) 経費の配分調書(農政第18号様式)</p> <p>(4) 事業予算書(農政第20号様式)</p> <p>(5) 資金収支計画書(農政第32号様式)(申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>(6) みどりの食料システム戦略総合対策事業実施計画書(農政第214号様式)</p> <p>(7) 工事雑費内訳明細書(別記第21号様式)(整備事業を実施する場合で補助対象経費に工事雑費が含まれる場合に限る。)</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第5 補助金の交付申請額 [略]</b></p> <p><b>第6 補助金の交付の決定等の通知</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 3の(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があつた場合は、総合振興局長等は、当該年の6月15日までに農政部 <u>食の安全推進監</u> に報告するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p><b>第7 申請の取下げ</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあつたときには、農政部 <u>食の安全推進監</u> に報告するものとする。</p> <p><b>第8 契約等 [略]</b></p> <p><b>第9 事業の変更</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総合振興局長等は、2の通知を行うに当たっては、申請書の写しを添えて、あらかじめ、農政部 <u>食の安全推進監</u> に協議するものとする。ただし、第3の規定に基づき事業実施計画の変更の承認があつた場合にあっては、農政部 <u>食の安全推進監</u> への協議は要しないものとする。</p> <p><b>第10 事業の中止又は廃止</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部 <u>食の安全推進監</u> と協議するものとする。ただし、第3の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があつた場合にあっては、農政部 <u>食の安全推進監</u> への協議は要しないものとする。</p> <p><b>第11 事業の執行の遅延又は不能</b></p>	<p>機構変更に伴う改正。</p> <p>機構変更に伴う改正。</p> <p>機構変更に伴う改正。</p> <p>機構変更に伴う改正。</p>



改 正 後	現 行	改 正 概 要
<p><b>第 23 交付決定の取消し及び補助金返還</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、あらかじめ農政部<u>食の安全・みどりの農業推進監</u>と協議するものとする。</p> <p><b>第 24 特例措置</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 総合振興局長等は、1により提出を受けた場合は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導の上、農政部<u>食の安全・みどりの農業推進監</u>に報告するものとする。また、着手後においても本事業が適正に行われるように必要な指導を十分に行うものとする。</p> <p><b>第 25 補助事業者等に対する調査等 [略]</b></p> <p>附則（令和6年（2024年）4月16日付け食政第121号）</p> <p>1 この要領は、令和6年（2024年）4月22日から施行する。ただし、改正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p> <p>別記第1号様式～別記第2号様式 [略]</p> <p>別記様式第3号様式</p>	<p><b>第 23 交付決定の取消し及び補助金返還</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、あらかじめ農政部<u>食の安全推進監</u>と協議するものとする。</p> <p><b>第 24 特例措置</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 総合振興局長等は、1により提出を受けた場合は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導の上、農政部<u>食の安全推進監</u>に報告するものとする。また、着手後においても本事業が適正に行われるように必要な指導を十分に行うものとする。</p> <p><b>第 25 補助事業者等に対する調査等 [略]</b></p> <p>別記第1号様式～別記第2号様式 [略]</p> <p>別記様式第3号様式</p>	<p>機構変更に伴う改正。</p> <p>機構変更に伴う改正。</p> <p>附則により既に当該要領に基づき交付決定を受けた事業については当該要領により取り扱うものとする旨を規定。</p>

改 正 後	現 行	改 正 概 要																																										
<p>(記号) 第 号指令</p> <p>(補助事業者)</p> <p>年 月 日申に申請のあったみどりの食料システム戦略総合対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 <span style="float: right;">印</span> ( 総合振興局長 (振興局長) )</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="91 574 898 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助事業等名</th> <th colspan="3">補 助 対 象 経 費</th> <th rowspan="2">補助金の額</th> <th rowspan="2">完了期限</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みどりの食料システム戦略総合対策事業</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年制令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ465号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。 )又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月18日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。)、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領(令和4年4月20日付け農政第86号農政部長通知)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>3 補助対象経費の配分のうち、区分相互間の経費の流用はできません。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する補助事業等の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 補助対象経費の区分欄に記載の事業ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更。</p> <p>ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減</p> <p>イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増</p> <p>(3) 補助対象経費の区分欄に掲げる事業の新設又は廃止</p> <p>(4) 事業実施場所の変更</p> <p>5 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。</p> <p>6 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。</p> <p>7 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。</p> <p>8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを</p>	補助事業等名	補 助 対 象 経 費			補助金の額	完了期限	区 分	事業内容	金 額	みどりの食料システム戦略総合対策事業			円	円	年 月 日	合 計						<p>(記号) 第 号指令</p> <p>(補助事業者)</p> <p>年 月 日申に申請のあったみどりの食料システム戦略総合対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 <span style="float: right;">印</span> ( 総合振興局長 (振興局長) )</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="974 574 1780 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助事業等名</th> <th colspan="3">補 助 対 象 経 費</th> <th rowspan="2">補助金の額</th> <th rowspan="2">完了期限</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みどりの食料システム戦略総合対策事業</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年制令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ465号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。 )又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月18日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。)、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領(令和4年4月20日付け農政第86号農政部長通知)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>3 補助対象経費の配分のうち、区分相互間の経費の流用はできません。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する補助事業等の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 補助対象経費の区分欄に記載の事業ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更。</p> <p>ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減</p> <p>イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増</p> <p>(3) 補助対象経費の区分欄に掲げる事業の新設又は廃止</p> <p>(4) 事業実施場所の変更</p> <p>5 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。</p> <p>6 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。</p> <p>7 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。</p> <p>8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを</p>	補助事業等名	補 助 対 象 経 費			補助金の額	完了期限	区 分	事業内容	金 額	みどりの食料システム戦略総合対策事業			円	円	年 月 日	合 計						
補助事業等名		補 助 対 象 経 費					補助金の額	完了期限																																				
	区 分	事業内容	金 額																																									
みどりの食料システム戦略総合対策事業			円	円	年 月 日																																							
合 計																																												
補助事業等名	補 助 対 象 経 費			補助金の額	完了期限																																							
	区 分	事業内容	金 額																																									
みどりの食料システム戦略総合対策事業			円	円	年 月 日																																							
合 計																																												

改 正 後	現 行	改 正 概 要
<p>命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。</p> <p>9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。</p> <p>10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。</p> <p>11 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。</p> <p>12 事業実施主体は、11により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、各交付等要綱別記様式第12号により指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>13 補助事業等に係る機械器具の導入が完了したとき並びに委託業務が完了したときは、速やかに機械導入完了報告書、又は委託業務完了報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。</p> <p>14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかにしゅん功届を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。</p> <p>15 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。</p> <p>16 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。</p> <p>17 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>18 前項に定める場合を除くほか、補助金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合には、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。</p> <p>19 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。</p> <p>20 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければなりません。</p> <p>21 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減</p>	<p>命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。</p> <p>9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。</p> <p>10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。</p> <p>11 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。</p> <p>12 事業実施主体は、11により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、各交付等要綱別記様式第12号により指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>13 補助事業等に係る機械器具の導入が完了したとき並びに委託業務が完了したときは、速やかに機械導入完了報告書、又は委託業務完了報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。</p> <p>14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかにしゅん功届を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。</p> <p>15 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。</p> <p>16 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。</p> <p>17 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>18 前項に定める場合を除くほか、補助金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合には、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。</p> <p>19 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。</p> <p>20 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければなりません。</p> <p>21 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減</p>	

価値却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）別表に規定する処分制限期間）を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事（総合振興局長等）の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合又は補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定を持って知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けたものとします。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入のあったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 24 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 25 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 26 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 27 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 28 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

価値却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）別表に規定する処分制限期間）を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事（総合振興局長等）の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合又は補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定を持って知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けたものとします。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入のあったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 24 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 25 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 26 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 27 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 28 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 みどりの食料システム戦略緊急対策事業の場合は、第1項の表中「補助事業等名」の「みどりの食料システム戦略総合対策」を「みどりの食料システム戦略総合対策（緊急対策）」とすること。
- 2 第1項の表中「区分」は、推進交付金交付等要綱本文第4の(1)から(9)までに掲げられた事業又は緊急対策交付等要綱本文第4の(1)から(7)に掲げられた事業から該当の事業を選択し、「事業内容」欄は、各交付等要綱別記の「事業内容等」に掲げられた各項目から該当の項目を選択して記入すること。
- 3 機械器具の導入事業以外の事業においては、第13項を削除して使用すること。
- 4 納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第16項及び第17項を削除すること。
- 5 間接補助事業の場合は、第16項及び第17項を次のように変更して記載すること。
- 16 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 17 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額(実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 6 補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
- (1) 補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
- なお、この場合において、「知事(総合振興局長(振興局長))」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。
- (2) 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金の支払をしなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- (4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、各交付等要綱別記様式第12号により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 7 補助事業の内容が直接補助事業のみの場合にあっては、第4項の(1)を削除して使用すること。
- 8 整備事業以外の事業においては、第4項の(4)及び第14項を削除して使用すること。

- 注1 みどりの食料システム戦略緊急対策事業の場合は、第1項の表中「補助事業等名」の「みどりの食料システム戦略総合対策」を「みどりの食料システム戦略総合対策（緊急対策）」とすること。
- 2 第1項の表中「区分」は、推進交付金交付等要綱本文第4の(1)から(7)までに掲げられた事業又は緊急対策交付等要綱本文第4の(1)から(7)に掲げられた事業から該当の事業を選択し、「事業内容」欄は、各交付等要綱別記の「事業内容等」に掲げられた各項目から該当の項目を選択して記入すること。
- 3 機械器具の導入事業以外の事業においては、第13項を削除して使用すること。
- 4 納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第16項及び第17項を削除すること。
- 5 間接補助事業の場合は、第16項及び第17項を次のように変更して記載すること。
- 16 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 17 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額(実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 6 補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
- (1) 補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
- なお、この場合において、「知事(総合振興局長(振興局長))」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。
- (2) 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金の支払をしなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- (4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、各交付等要綱別記様式第12号により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 7 補助事業の内容が直接補助事業のみの場合にあっては、第4項の(1)を削除して使用すること。
- 8 整備事業以外の事業においては、第4項の(4)及び第14項を削除して使用すること。

国要綱と整合を図るための所用の改正。(交付要綱第4)。



改 正 後	現 行	改 正 概 要
別記第 4 号様式～別記第 21 号様式 [略]	別記第 4 号様式～別記第 21 号様式 [略]	